

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-32)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)					
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)に基づき認定患者への迅速かつ公正な補償給付等を実施するとともに、健康被害予防事業や地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	8,866	8,806	8,607	/
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	8,866	8,806	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	8,793	8,719	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-年度
① 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	-	公健法による被認定者に対し、公害の影響による健康被害に係る損害を填補するために、療養の給付、障害補償費等の補償給付を着実に支給					-	○
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
② 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-年度	○
	-	90.9	89.4	91	89.8	88.1	80	
	年度ごとの目標値	/	80	80	80	80	80	
③ 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合(%)	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-年度	×
	-	82.7	82.4	81.9	64.1	67.5	80	
	年度ごとの目標値	/	80	80	80	80	80	
④ 環境保健サーベイランス調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査))	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-年度	-
	-	83,265人 85.60%	82,373人 88.06%	79,398人 85.13%	-	-	60,000人 及び75%	
	年度ごとの目標値	/	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	-	
⑤ 環境保健サーベイランス調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査))	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-年度	-
	-	83,954人 85.10%	82,186人 85.30%	81,115人 84.24%	-	-	60,000人 及び75%	
	年度ごとの目標値	/	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①公健法の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進等により、被認定者の補償給付を着実に支給し、目標を達成するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。 ②公害健康被害予防事業については、(独)環境再生保全機構の第四期中期目標及び第四期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。参加者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られることを目標とし、令和3年度においても目標を達成した。 ③公健法第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業については、当該事業に参加した者の延べ人数が被認定者に占める割合が80%を超える目標を設定したが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により目標に達しなかった。 ④・⑤環境保健施策基礎調査のうち環境保健サーベイランス調査は、中公審答申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、その結果に大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的としたものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率は、本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、3歳児調査及び6歳児調査の両方で目標を達成した。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また公害健康被害予防事業については、ぜん息等の知識を有する医師等の助言を受けながら実施している。大気汚染による健康影響の継続的監視を担う環境保健サーベイランス調査においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	②ソフト3事業の事業実施効果の測定及び把握におけるアンケート調査結果 ③令和3年度公害保健福祉事業補助金の事業実績報告について ④、⑤大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課保健業務室	作成責任者名	黒羽真吾(保健業務室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-------------------------	--------	--------------	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-33)

施策名	目標7-2 水俣病対策					
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。					
達成すべき目標	水俣病患者等への補償給付、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	11,770	12,158	11,947	
		補正予算(b)	-	▲97	-	
		繰越し等(c)	▲92	154	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	11,678	12,215	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	11,305	11,563	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」					

測定指標	①水俣病患者等に対する療養費の支給の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	水俣病患者等に対する療養費を着実に支給					年度	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	②水俣市の観光入込客数(人)	基準値	実績値					目標値	達成
	H29年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度		
	510,360	510,360	495,849	477,341	251,026	432,213	-	-	
年度ごとの目標値	-	481,000	481,000	481,000	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済処置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あたら限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に実行されている。 ②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づいて実施される地域振興施策によって、測定指標の「水俣市の観光入込客数」は、近年目標値を上回っていたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け目標値を定めていない。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	熊本県からの提供資料
---------------------------	------------

担当部局名	環境保健部 特殊疾病対策室	作成責任者名	海老名英治(特殊 疾病対策室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	------------------	--------	---------------------	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策				
施策の概要	石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。				
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	当初予算(a)	686	662	714	729
	補正予算(b)	—	673	—	
	繰越し等(c)	—	673	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	686	662	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	639	556	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—				

測定指標	1. 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)(日)	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	各年度	×
		173	96	90	92	212	181	120	
		年度ごとの目標値		120	120	120	120	120	
	2. 石綿読影の精度確保等調査事業の参加自治体数	基準値	実績値					目標値	達成
		R2年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R6年度	○
		32	-	-	-	32	34	前年度以上の自治体数	
		年度ごとの目標値		-	-	-	30	32	
	3. 石綿健康被害救済小委員会報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の進捗	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	平成28年12月に取りまとめられた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を踏まえ、石綿健康被害救済制度(以下、「石綿救済制度」という。)の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じた。					R3年度	○
		-						報告書に沿った必要な調査や措置を実施	

評価結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数を、平成18年度の173日から2割短縮することとし、目標値を140日に設定していたところ。その後、事務手続の効率化などの様々な取組を実施した結果、平成25年度の実績では115日まで平均処理日数の短縮が図られ、目標を達成した。これを受けて、また、今後申請者が増加することが予想されることも踏まえ、平成26年度は目標値を120日に設定し、平成26年度～令和元年度は目標を達成していたが、新型コロナウイルスの影響により医学的判定に係る審議を一時期中断したことにより、令和2年度と令和3年度は目標を達成できなかった。また、医学的判定に係る審議について、平時・緊急時を問わず審議を継続し、より迅速かつ着実な救済を図るため、石綿健康被害判定業務ICT化システムを導入した。 ・石綿ばく露による健康被害の可能性がある方について、健康管理の在り方を検討するため、読影精度確保等調査を実施。自治体による既往検診を活用した石綿関連疾患の読影(一次読影)と国が委託する専門家による読影(二次読影)結果と医療機関による精密検査結果を照らし合わせることで、自治体の石綿読影精度確保に向けた知見を収集した。被害者の迅速な救済及び自治体の読影精度向上のためには、より多くの自治体が参画する必要があるため、前年度事業未実施の自治体に参加を促した結果、34自治体が参画し、32自治体という当年度の目標を達成した。 ・平成28年12月に取りまとめられた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」において示された取組課題を踏まえ、以下を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○石綿による肺がんに関する医学的知見の調査。 ○石綿肺がんの特化したリーフレット等により、医療従事者向けに周知。 ○環境省の調査業務を元に、(独)環境再生保全機構HP上に、中皮腫患者を対象とした医療機関、治療、行政サービス等の情報提供サイトを開設。
	施策の分析
	次期目標等への反映の方向性

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会において、石綿による健康被害の救済に係る医学的判定について審議をいただいている。 ・有識者による「石綿ばく露者の健康管理に関する検討会」において、石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討をいただいている。 ・中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において、平成28年12月に石綿健康被害救済法の施行状況及び今後の報告性について報告書を取りまとめた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の主な結果及び今後の考え方について(最終とりまとめ)(石綿ばく露者の健康管理に関する検討会報告書(令和2年3月)) ・石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について(石綿健康被害救済小委員会(平成28年12月))
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 石綿健康被害対策室	作成責任者名	木内 哲平(石綿健康被害対策室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	--------------------	--------	-------------------	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-35)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究				
施策の概要	健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処等を行うよう意識啓発を進める。 ①花粉症や黄砂、紫外線等の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ②熱中症の健康影響について一般に普及啓発を行うとともに、対策の推進を図る。				
達成すべき目標	花粉症、黄砂、紫外線等の健康影響、熱中症の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般への普及啓発や対策の推進を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	当初予算(a)	158	158	192	137
	補正予算(b)	-	-	290	-
	繰越し等(c)	-	-	(275)	
	合計(a+b+c)	158	158	207	
執行額(百万円)	151	134	182		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針 2022(令和4年6月7日) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日) 				

測定指標	①黄砂や花粉等の普及啓発資料の改訂回数	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	○
		1	2	1	1	0	1	1	
		年度ごとの目標値							
	②熱中症対策シンポジウム等の参加者数(人)	基準値	実績値					目標値	達成
		R元年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	○
		492	-	-	492	-	717	600	
		年度ごとの目標値							
	③熱中症の普及啓発の進捗度(アンケートにおいて暑くなる前から熱中症対策を行ったと回答した自治体の割合)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	×
		89.8	95.5	92	93.5	89	68.1	100	
		年度ごとの目標値							
	④年間の熱中症死亡者数(人)	基準値	実績値					目標値	達成
		R2年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	○
		1528	-	-	-	1528	701	1000	
		年度ごとの目標値							

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①:黄砂や花粉等に係る基礎知識・予防法等を記載したマニュアル等の各普及啓発資料を、年1回を目安に改訂することを目標としている。令和3年度は花粉の飛散情報や花粉症の基礎知識・予防法等を記載した「花粉症環境保健マニュアル2022」を改訂し、報道機関や国民に情報提供をすることで、花粉症の発症・増悪の予防に資する政策を進めた。 ②:熱中症対策シンポジウムの参加人数については目標を600人以上としており、事前の呼びかけにより達成でき、熱中症予防の指導者が増え、国民の熱中症予防に対する意識付けに貢献できた。 ③:熱中症の普及啓発の進捗度(アンケートにおいて暑くなる前から熱中症対策を行ったと回答した自治体の割合)(%)については令和3年度は100%を目標に設定しており、達成できず、大きく減少した。これは、R2年度までは自発的に意見交換会に参加した自治体(都道府県、政令市、中核市、保健所政令市)(R2年度:179自治体)をアンケート対象としていたのに対し、R3年度は全地方自治体にアンケート対象を拡大した(R3年度:802自治体)ためと考えられ、前年度までとは一概には比較できない。 ④:熱中症死者数については、R3年度は1000人以下を目標としており、達成できた。気候などの影響もあり単年では評価できないが、今後も継続的に1000人以下となるよう、熱中症対策の推進を図りたい。なお、R2年度の1528人は実値であり、R3年度の701人は速報値である。
	施策の分析	
評価結果	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	黄砂や紫外線、花粉症等の健康影響については、有識者による検討会を行った上で資料の改訂を実施している。熱中症対策や「熱中症警戒アラート」等の情報発信について、有識者による検討会を行った上で資料の改訂を実施している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①令和3年度 花粉症環境保健マニュアル2022、令和2年度 一般環境中電磁界ばく露に係る情報収集業務報告書、令和元年度 花粉症に関する調査・検討業務、平成31年度 紫外線環境保健マニュアル改訂業務報告書 ②、③熱中症環境保健マニュアル2018、夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020、令和3年度地域における効果的な熱中症予防対策の推進に係る業務報告書等 ④人口動態統計
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名	高澤哲也(環境安全課長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------------	--------	--------------	----------	--------